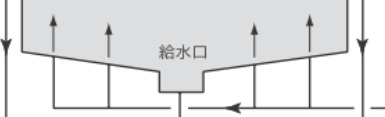
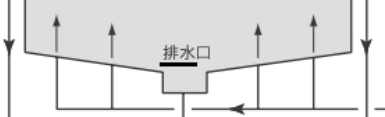




巻	頁	章番号	訂正箇所	誤	正
上	5	1.1.3	上から10行目	COSTITUTION OF THE WORLD HEALTH ORGANIZATION	CONSTITUTION OF THE WORLD HEALTH ORGANIZATION
上	19	1.3.2	側注 ※水質基準	・・・，厚生省令で定められ，その後7回改正され，現行の基準は平成22年4月から施行。・・・	・・・，厚生省令で定められ，その後数回改正され，現行の基準は令和2年4月から施行。・・・
上	82	2.3	上から8～9行目	・・・医政局，健康局，医薬・生活衛生局，労働基準局，・・・	・・・医政局，健康・生活衛生局，医薬局，労働基準局，・・・
上	82	2.3	上から13行目	建築物衛生法の施行に関する事務は，医薬・生活衛生局生活衛生課に	建築物衛生法の施行に関する事務は，健康・生活衛生局生活衛生課に
上	82	2.3	図2-3-2(1)		
上	82	2.3	側注 ●衛生3局	・・・医政局，健康局，医薬・生活衛生局を衛生3局という。	・・・医政局，健康・生活衛生局，医薬局を衛生3局という。
上	218	3.6.1	表3-6-1(4) 設備の分類の列	消防活動上必要な施設	消火活動上必要な施設
上	260	3.7.1	表3-7-1(7) 区分の行	中央管理方式の空調気和設備	中央管理方式の空調調和設備
中	37	4.3.1	表4-3-1(5)	建築基準法 10ppm	建築基準法 6ppm
中	38	4.3.1	表4-3-1(6)	WHO Air Quality 200µg/m³ 1時間平均値 40µg/m³ 1年間平均値	WHO Air Quality 25µg/m³ 24時間平均値 10µg/m³ 1年間平均値
中	38	4.3.1	表4-3-1(7)	WHO Air Quality 500µg/m³ 10分間平均値 20µg/m³ 24時間平均値	WHO Air Quality 40µg/m³ 24時間平均値
中	39	4.3.1	表4-3-1(8)	WHO Air Quality 100µg/m³ 8時間平均値	WHO Air Quality 100µg/m³ 8時間平均値 60µg/m³ (ピーク-クレスト)
中	122	5.1.1	上から11行目 式(9)	$\tau \frac{dv_r}{dt} = v_r$	$\tau \frac{dv_r}{dt} = -v_r$
中	122	5.1.1	上から13行目 式(10)の下	追加	ただし， ρ_p ：粒子の密度 [kg/m³]
中	122	5.1.1	下から12行目	また，球形粒子に重力($F_e = \pi \rho_p d_p^3 g$)が作用	また，球形粒子に重力($F_e = \pi \rho_p d_p^3 g/6$)が作用
中	123	5.1.1	上から17行目 式(16)の下	追加	ただし， k ：ボルツマン定数 T ：絶対温度
中	136	5.1.1	下から10行目	$\phi \frac{P'}{P} \times 100$	$\phi = \frac{P'}{P} \times 100$
中	501	6.8.2	上から2～6行目	便器は，JIS A 5207の改正により，洗浄水量を節水することができる便器は，節水型便器と定義していた。しかしながら，近年，各製造業者の便器の多くが節水形であることから，2019年の改正では洗浄水量の区分名称から「節水」の文字を削除している。洗浄水量によって，表6-8-2(2)に示すⅠ形(8.5L以下)，Ⅱ形(6.5L以下)に区分されている。	大便器の洗浄水量は，JIS A 5207により，表6-8-2(2)に示すⅠ形(8.5L以下)，Ⅱ形(6.5L以下)に区分されている。2022年の改正では，大便器の区分のⅡ形を「節水形」としている。

中	502	6.8.2	下から11～6行 目	<p>なお、小便器は、JIS A 5207において節水形の区分はないが、エコマーク認定基準（便器などの衛生器具、2016年1月制定）では、小便器の場合、使用状況に応じて、洗浄水量が2L/回以下（ただし、小便器用流量制御付自動洗浄装置で、手動式フラッシュバルブへの後付けタイプもしくは交換タイプの場合は、洗浄水量が4L/回以下）に自動調整されるモードを有していることと定められている。</p>	<p>3) 洗浄水量</p> <p>小便器の洗浄水量は、JIS A 5207の2022年の改正により、表6-8-2(3)に示すI形（4.0L以下）、II形（2.0L以下）が新設され、I形、II形ともに「節水形」としている。</p> <table border="1" data-bbox="952 247 1249 359"> <caption>表6-8-2 (3) 小便器の洗浄水量区分</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>洗浄水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I形</td> <td>4.0L 以下</td> </tr> <tr> <td>II形</td> <td>2.0L 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 専用洗浄弁式の洗浄水量は、JIS規定の方法で測定したとき、上記水量でなければならない。 なお、洗浄弁式は、製造業者公称水量にて区分を判定する。</p>	区分	洗浄水量	I形	4.0L 以下	II形	2.0L 以下
区分	洗浄水量										
I形	4.0L 以下										
II形	2.0L 以下										
中	550	6.11.2	図6-11-2(1)								
下	5	7.1	図7-1(1) 頁中央左								
下	92	7.5.2	側注 ※一般廃棄物最終処分場	<p>一般廃棄物の埋立処分は、管理型最終処分場に埋立てなければならない。埋立物の分解した汚水等が地下水や公共水域の汚染を生じない対策が講じられている。</p>	<p>一般廃棄物の埋立処分は、<u>一般廃棄物最終処分場</u>に埋立てなければならない。埋立物の分解した汚水等が地下水や公共水域の汚染を生じない対策が講じられている。<u>なお、基本的にすべて、産業廃棄物の管理型最終処分場と同程度の基準が適用される。</u></p>						
下	94	7.5.2	下から8行目	<p>図7-5-2 (11) に示すように総排出量3億9,199万tのうち、・・・</p>	<p>図7-5-2 (11) に示すように総排出量3億9,119万tのうち、・・・</p>						
下	150	7.7.3	図7-7-3(2)	<p>※正（矢印のズレ修正）</p> 